

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月十九日

徳島県知事
後藤田正純

徳島県条例第十八号

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例（昭和二十三年徳島県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「。以下この項において同じ」を削り、同項ただし書を削る。

第四条の二中「に係る授業料又は受講料については、前条第一項及び第三項」を「その他知事が特別の事情があると認めたと者に係る授業料又は受講料は、前条」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。